

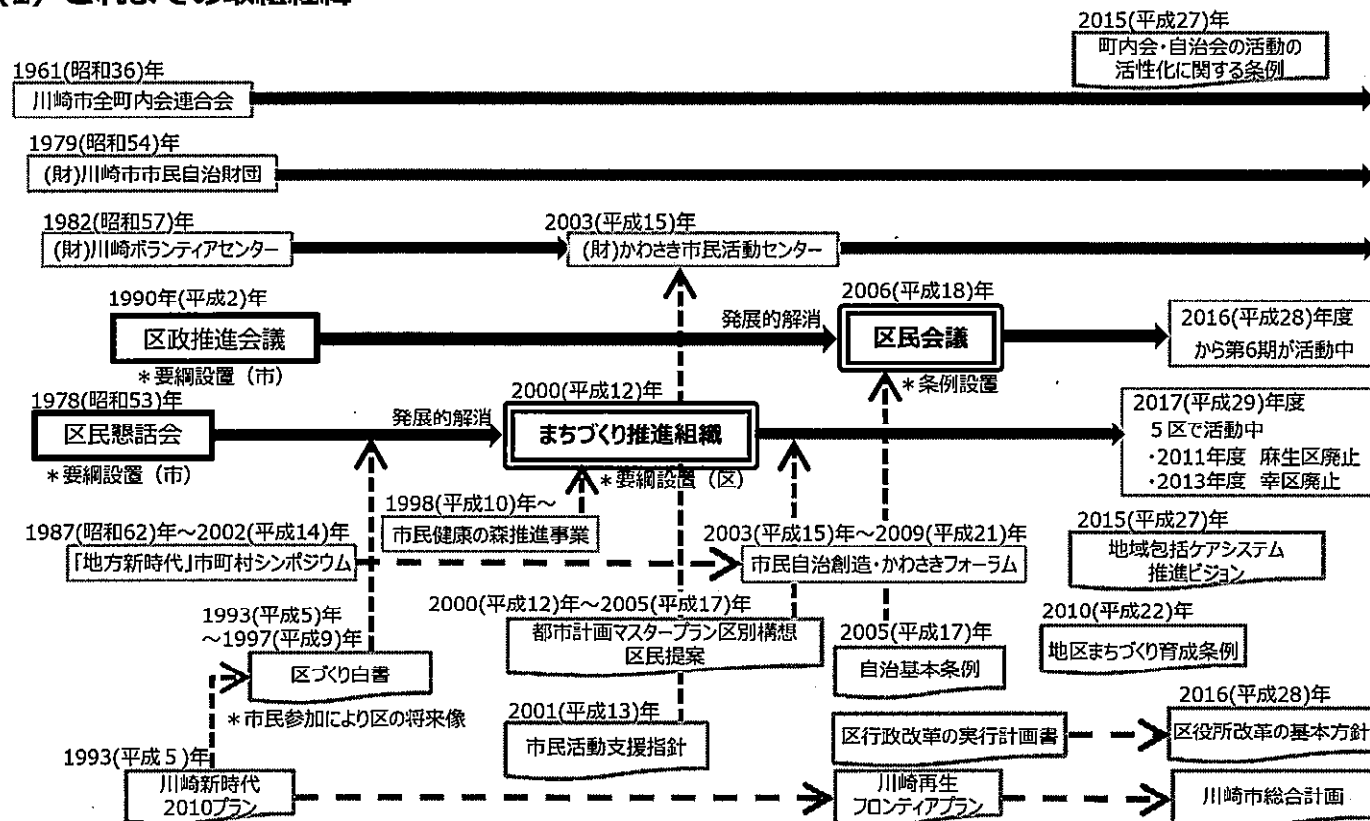
2017(平成29)年3月に、「川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会」(附属機関、以下「地域づくり検討委員会」という。)報告書において、今後の「参加と協働による地域課題の解決の新たなしくみ(以下「新たなしくみ」という。)」の検討について提言された。

本市では、この「新たなしくみ」の検討に際しての現状認識、検討の基本姿勢、想定される検討項目、検討の進め方などについて、次のとおり取りまとめた。

今後はこの検討方針に従って、「新たなしくみ」の構築に向けた「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」の検討を進める。

1. 検討の背景

(1) これまでの取組経緯



- **区における様々な市民参加や協働に関する取組**
 - 区民懇話会、区政推進会議、区づくり白書、まちづくり推進組織、区民会議など、市民自治のまちづくりを推進する観点から、各区の区行政における参加と協働の取組を推進
- **市内中間支援組織などによる地域活動や市民活動の支援**
 - 公益財団法人川崎市市民自治財団(1979(昭和54)年設立)による市民自治活動の振興と社会福祉の向上の取組や公益財団法人かわさき市民活動センター(2003(平成15)年設立)による、市民活動に必要な活動資源の提供などの市民活動支援の取組
- **町内会・自治会の活動の活性化支援と地域包括ケアシステムの推進**
 - 町内会・自治会の活動の活性化に関する条例で、住民の自発的な加入や自主的な設立促進のための支援のほか、行政依頼事務の負担が過重にならないような十分な配慮などが市の責務として規定
 - 地域包括ケアシステム推進ビジョン(2015(平成27)年策定)に基づき、区内の地域包括ケアシステムネットワーク組織の構築など、地域における自主的な助け合いの互助活動を促進する取組を推進
- **地域づくり検討委員会報告書(2017(平成29)年3月)による提言**
 - 区民会議の目的である「参加と協働による地域課題解決」については、必ずしも既存の枠組みを前提としない「新たなしくみ」の検討
 - まちづくり推進組織についても区における中間支援機能の整備と併せたあり方検討
 - 市民自治のあり方全体としての視点をもちながら、既存の市民活動支援施策やコミュニティ施策等との役割分担や連携のあり方整理

(2) 現状と課題認識

- **町内会・自治会を取り巻く環境変化**
 - 本市の加入率62.1% (2017(平成29)年4月現在)。町内会・自治会の活動に、良く参加している3%、たまに参加している14% (2016(平成28)年市民アンケート)。都市化の進行によりコミュニティの質もまた変容し、町内会・自治会の抱える事情も様々となっており、そうした個別状況に応じた適切な活性化支援策が求められる
 - その一方で、非常に多岐にわたる分野の行政への各種委員等の推薦や行政情報に関する広報などの行政依頼事務は従前のままとなっていることが、町内会・自治会への過大な負担となっており、このことへの抜本的な対応が課題
- **互助の土壌作りの必要性**
 - 65歳以上の高齢単身者は57,959人で、老年人口の5人に1人の割合となっており、5年間で23%の増加 (2015(平成27)年国勢調査)。2040(平成52)年の高齢化率は29%(2017(平成29)年川崎市人口推計)。地域での見守りや防災について互助の土壌作りが不可欠
- **気軽な参加のきっかけ、身近な活動の場の必要性**
 - 社会活動・地域活動に「関心がある」は38%、社会活動・地域活動に「参加している」22%、社会活動・地域活動に参加しない理由として「きっかけがない」48% (2014(平成26)年川崎市市民自治の実態等に関する調査)。気軽な参加のきっかけづくりや身近な活動の場が求められる
- **中間支援機能強化の必要性**
 - 地域活動や市民活動について、求められる支援をより一層充実するための市内の中間支援機能の強化のほか、市民主導型の中間支援組織が機能するような環境整備や区における中間支援機能の強化に課題
- **区における参加と協働の取組のあり方検討**
 - 区民会議やまちづくり推進組織について、小さな単位での課題解決や実践活動との連携のしくみや持続的な組織運営などに課題があり、区における中間支援機能整備と併せた検討が必要(「地域づくり検討委員会」報告書)
- **行政の対応の遅れと市民主導の新たなソーシャル・ムーブメント**
 - 本市はこれまで参加と協働の取組を進めてきたが、区民会議やまちづくり推進組織は制度導入から10年以上経過しており、こうした取組が現状に即しているかといった検証が行われていない。その一方で、本市が進める取組以外にも、SNSなどを活用した市民主導のしなやかなで自由なつながりによる社会的な活動が広がりを見せている

2. 検討の方向性

(1) 検討の視点

- **多元社会への適応**
 - 都市化、テクノロジーの進化、情報化、グローバル化、働き方の多様化などを背景として、市民一人ひとりの価値観、家族観、ライフスタイルなども多様化し、効率重視で画一的な標準的モデルから多様な価値観を許容する多元社会へと、時代の転換点を迎えている
 - こうしたコミュニティを取り巻く環境変化により、コミュニティを形成する質そのものが大きく変容し、またこの潮流は不可逆であるという前提に立ち、これまでの常識や先入観にとらわれずに、多元的な価値観を基盤とする都市型コミュニティへの適応策として、柔軟で大胆な発想による検討
- **誰が公を担うのか**
 - 自治基本条例では、「私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認する」(前文)、「市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として」(第4条第1号)と規定しており、こうした原則に立ち、改めてこれからの公は行政だけが担うものではなく、多様な主体がそれぞれの強みや個性をいかしながら、暮らしの質を向上させるような新しい価値を共に創造するといった視点で検討
 - 市民一人ひとりの価値観の多様化など、コミュニティの質が大きく変容しながらも、その一方で、若者や現役世代などを中心とした社会的な活動に対する関心の高まりや、SNSなどを活用した市民の自由でしなやかなつながりを基盤とした新しい活動が広がりを持つなど、こうした新たな機運の高まりも捉えながら検討

(2) 検討する際の基本姿勢

- **現場主義に立った総括**
 - 本市では、これまで区民懇話会、区政推進会議、まちづくり推進組織、区民会議など、市民自治のまちづくりを推進する観点から参加と協働の取組を進めてきたが、これからのコミュニティ施策を検討するには、コミュニティの質が変化しているという認識を持ちながら、まずこれまでの取組の真摯な検証、振り返り、総括が必要
 - こうした真摯な検証をする上では、行政側の一方的な視点ではなく、これまでの取組の関係者からの率直な忌憚らない意見を伺うことが不可欠。こうした「参加」と「現場主義」に基づく市民との対話や意見交換を通じて、これまでの取組の成果だけでなく、解決できなかった課題や取組の至らなかった部分についても総括

「(仮称)今後のコミュニティ施策の基本的考え方」検討方針 《概要版 2/2》

●未来志向の熟議

- これまでの取組に対する真摯な総括の上に立ち、これからの時代を見据え、未来のありたい地域社会を市民と行政が共に創造するため、**未来志向の熟議を通じて、同じ将来ビジョンや、新たなコミュニティの姿を共有しながら、150万人都市にふさわしい成熟した市民共創の地域づくりにつなげる**
- こうした検討を進める過程で、市民と行政が同じ将来ビジョンや、ありたい未来のコミュニティの姿を共有し、これからの時代を見据えた**未来志向の熟議を進めるプロセスそのものが、市民と行政が共に未来を創るといふ新しい取組となるように検討を進める**

3.現時点で想定される検討項目

●3層制による論点整理

- 150万人の大都市である本市のコミュニティ施策を検討するには、**エリアの範囲が広大であり、論点も多岐にわたることから、地域包括ケアシステムや地域防災などの既存の施策との連携、調整を進めつつ、次のとおり、地域レベルの取組、区域レベルの取組、市域レベルの取組、それ以外の個別論点に整理して検討することを想定**

●地域レベルの取組

- 地域での顔の見える関係づくりには、普段の日常生活の中に市民同士のつながりを感じられ、ふれあいを深めるような地域での居場所が求められる。このような**気軽な交流や参加のきっかけの場**について、既存の地域資源について調査分析の上、**どのような取組が有効なのかを検討**
- 地域での顔の見える緩やかなつながり、関係性を基盤として、共通の関心事などについて取組を進める中で、**市民同士の相互作用による市民共創(あらかじめ結果が予測不可能だが、より柔軟でしなやかな社会変革)を促す活動の場のあり方**を検討
- 地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上に向けた取組推進など、既に地域の方との協力により進めている**施策との連携のあり方について検討**

●区域レベルの取組

- 地域づくり検討委員会報告書や区役所改革の基本方針の中で、今後の検討項目としている**区域レベルでの中間支援機能の整備について、その求められる機能や運営主体、事業スキームなど、全市的な視点からの具体的なあり方**を検討
- この全市的なあり方検討と併せて、**区ごとの地域資源やこれまでの経緯、実情も異なることから、こうした違いを前提とした、区ごとの中間支援機能の整備に向けた取組についても検討**

●市域レベルの取組

- 市域レベルの中間支援機能の強化について検討
- 特に、重要な住民自治組織である町内会・自治会活動において、**公益財団法人川崎市市民自治財団が果たす全市的な中間支援組織としての役割が重要となることから、町内会・自治会の活性化に向けた支援機能の強化について、2020(平成32)年度の総合自治会館移転に向けた取組と併せて検討**
- 公益財団法人かわさき市民活動センターについて、これまでの取組を踏まえながら、区域レベルでの中間支援との連携強化や新しい支援メニューの開発など、全市的な拠点にふさわしい機能について検討**
- その他、市民活動支援指針(2001(平成13)年策定)の中で望ましいとしている**市民主導型の中間支援組織の育成や連携のあり方について検討**

●個別の検討項目

- 地域コミュニティの質が変化している中、町内会・自治会に対する膨大な行政依頼事務が大きな負担となっており、町内会・自治会活動を進める上での阻害要因となっている現状を踏まえ、**真に必要な行政依頼事務を精査するなど、これまで進めてきた行政都合の協働スタイルの見直しを進める**
- 町内会・自治会の活動の活性化に関する条例を踏まえ、個別の団体を取り巻く状況も様々であることに鑑み、そうした**個別の町内会・自治会の実情に寄り添ったきめ細かな伴走支援など、必要とされる活性化支援のあり方について検討**
- 行政だけが公を担うものではないという認識のもと、市民や企業、関係団体など**多様な主体と暮らしの質を高めるような新たな価値を共に創るために求められる行政の仕事の進め方や持続可能な地域づくりを進めるための地域投資の観点による税財源の配分や効果的な事業執行手法のあり方及びそのための組織体制のあり方について検討**
- 地域づくり検討委員会から提言された「**新たなしくみ**」について、**区の地域ガバナンス確立の視点から区民会議やまちづくり推進組織のあり方検討と併せて検討**

項目	検討すべき課題・論点	検討内容の方向性
3層制による取組	・ 150万人の大都市に求められる、最適な規模ごとに応じた施策のあり方整理	
地域レベルの取組	・ 小さな範囲での顔の見える関係づくり ・ 緩やかなつながりによる市民共創の場のあり方	・ 顔の見える圏域内(例えば小学校区など)で、市民同士の つながりやふれあいを深める「地域の居場所づくり」に向けた検討 ・ 新しい取組を創発する、身近な活動の場のあり方検討 ・ 地域包括ケアシステムや地域防災など既存の施策との連携のあり方検討
区域レベルの取組	・ 区の間支援組織による、区域レベルの活動支援	・ 区における中間支援のあり方検討 ・ 運営主体や必要な機能(場、資金の提供、人づくり等)の整理や財源等の事業スキームの検討 ・ 区ごとの状況が異なることを前提とした、実現可能な区別シナリオの検討
市域レベルの取組	・ 中間支援組織の機能強化	・ 【川崎市市民自治財団】2020(平成32)年の総合自治会館移転を契機に、町内会・自治会活動の活性化を促進する専門機関としてのあり方検討 ・ 【かわさき市民活動センター】区の間支援組織との連携強化、及び、市の拠点にふさわしい専門機能強化の検討 ・ 市民主導型の中間支援組織(かわさき市民しきん等)との連携強化の検討
個別の検討項目	・ 町内会・自治会に対する行政依頼事務の見直し ・ 町内会・自治会の現状に寄り添った活性化支援 ・ 行政スタイルの変革とそのための組織体制強化 ・ 区の地域ガバナンス確立	・ 行政主導、行政都合の協働スタイルを改め、環境変化をきちんと認識した町内会・自治会に対する行政依頼事務等の棚卸し ・ 町内会・自治会の個別事情に応じて求められる、きめ細かい活性化支援のあり方検討 ・ 地域投資の観点からの効果的な事業執行手法などのあり方検討 ・ 民間と行政が共に新たな価値を創造するための組織体制のあり方検討 ・ 区民会議やまちづくり推進組織などに代わる「新たなしくみ」の検討

4.検討のスケジュール概要

(1) 検討の進め方

- 相互理解を深め検討の質を高めるためには、丁寧なプロセスが特に重要となることから、**2か年の検討期間とする**

2017(平成29)年度取組ポイント「これまでの施策に対する真摯な検証」

- ・ 地域の現状や課題認識について、市民と行政の認識を共有し、様々な関係者からこれまでの施策に関する丁寧な意見聴取及び振り返り

2018(平成30)年度取組ポイント「新たな参加層を開拓し、これからの取組機運を高める」

- ・ 2017(平成29)年度に実施したこれまでの検証を土台に、今後求められるコミュニティ施策の再構築に向け、未来志向の熟議により機運を醸成

※2018(平成30)年度以降の区民会議については、地域づくり検討委員会報告書による提言を受け、既存の枠組みを前提とせず、**一度立ち止まってこれまでの成果や課題を検証した上で、「新たなしくみ」の検討を進めていくことが望ましいと考えることから、第6期の終了をもって、一旦、休止とする**

(2) 検討スケジュール

